

第2号議案

重要システムの運用細則に関する規程の廃止及び情報システム管理規程の 変更について (案)

情報システム管理規程第25条第2項の規定に基づき、各重要システムについて作成している「運用細則に関する規程」を廃止するとともに、情報システム管理規程を、別紙のとおり変更する。

なお、各「運用細則に関する規程」の廃止に伴い、実務的な運用手順を記載した「運用実施要領」を、各システムのシステム責任者（部長）の権限において新設する。

理由は以下の（１）及び（２）のとおりである。

- （１）「運用細則に関する規程」は、事業者に影響を与えることのない、広域機関内部の実務的な運用手順を記載したものであるため
- （２）情報システム監査にて運用実態と手順の差異が指摘されたことに対して、文書改定時の承認権限が、理事会から各システム責任者に置き換わることにより、迅速な運用手順の改善やノウハウ継承が行いやすくなるため

1. 廃止及び新設の対象

	廃止対象（前）	新設対象（後）
対象 文書	広域機関システムの運用細則に関する規程	広域機関システム運用実施要領
	OAシステムの運用細則に関する規程	OAシステム運用実施要領
	スイッチング支援システムの運用細則に関する規程	スイッチング支援システム運用実施要領
	セキュリティログ監視システムの運用細則に関する規程	セキュリティログ監視システム運用実施要領
	事務所電話システムの運用細則に関する規程	事務所電話システム運用実施要領
	広域運用センター電話システムの運用細則に関する規程	広域運用センター電話システム運用実施要領
	容量市場システムの運用細則に関する規程	容量市場システム運用実施要領
	エレクトロニックバンキングシステムの運用細則に関する規程	エレクトロニックバンキングシステム運用実施要領
	入退室管理システムの運用細則に関する規程	入退室管理システム運用実施要領
	事務所監視システムの運用細則に関する規程	事務所監視システム運用実施要領
承認 権限	理事会	システム責任者（部長）

2. 変更対象の規程：情報システム管理規程

3. 施行日：2020年9月16日

以上

【添付資料】

別紙：情報システム管理規程 新旧対照表

※別紙は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき、外部秘（セキュリティ仕様等）に該当するため、非公表とする。